

「第 56 号議案 ふじみ野市立福岡中学校校舎 A 棟長寿命化予防改修工事 請負変更契約の締結についてに対する附帯決議」を受けての取組について

原因究明について

● 工事現場及び学校運営を優先する意識

夏季休暇中などの限られた工期内で授業に支障をきたさないよう、学校運営や子どもたちの学校生活を優先し、「工期遵守」や「現場の緊急性」など迅速な対応を求めた結果、早期着手に至った。また、工事現場では、着手後に設計時点では想定が難しい仕様変更・数量変更等が発生するが、工事を中断することで学校運営に大きな支障が生じることから、工事を止めることが出来ず、早期着手に至った一因となった。

● 設計変更に係る国のガイドラインを優先した工事対応

国土交通省の設計変更ガイドラインでは、発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず指示書等の書面にて指示を行うことや、国の通知などに軽微な設計変更の契約変更の時期は工期末にすればよいといった文面がある。その解釈の認識に誤りがあり、地方自治法第 9 6 条における議決を待たずに早期着手という状況を招いた。

● 工事着手後の新たな追加要望への対応

当初契約の工事着手後に、学校現場から当初設計に無い L E D 設置や教室改修等の追加要望が出され、その際、国のガイドラインを基準とし、学校の長期休暇期間や工期を優先した運用により、工事増減額等の精査が後回しとなり、早期着手の一因となった。

● 連携不足による役割分担の認識の曖昧さ

「事務の委任及び補助執行に関する規則」等における、委任元課（教育総務課）と委任先課（建築課）の間での報告体制や意思決定についての責任の所在が不明確であり、両者の連携不足から変更内容が共有されず、「報告・連絡・相談」がうまく機能しなかった。

再発防止に向けた方策について

【ルール・制度の整備】

● 市独自の「設計変更ガイドライン」の策定

適正な設計変更手続きを行うため、議決案件と通常案件の処理フローを明確に分けたガイドラインを策定する。また、チェックリストやフロー図を導入することで、流れを見える化する。ガイドラインは今年度中を目途に策定する。

【組織体制の強化】

● 役割分担の明確化

事務の委任や補助執行の定義を再整理し、委任元課と委任先課の報告・連絡・相談ルートなどの役割分担が明確となるよう、連携体制の見直しを図る。

● 情報共有の徹底

委任元課と委任先課の情報共有については、メール等の連絡のみならず、重要な変更が生じた際には対面での協議や現場会議への両者の参画を通じ、確実な伝達体制を構築する。

また、工事の変更部分等の進捗把握として、定期的に、委任元課と委任先課間で管理職を含めた工事進捗のミーティングを行い、情報共有の徹底を図る。

● 工事前の調査や十分な打ち合わせ

事前調査や事前調整、設計期間の十分な確保により、着工後の変更を最小限に抑える。

【人材育成と意識改革】

● 教育・研修の徹底

地方自治法及び契約事務に関する全職員対象の研修を実施するとともに、管理職を対象とした契約事務研修など階層別の専門研修を実施し、組織のコンプライアンス意識向上と執行体制の強化を図る。

内容については、契約事務研修・地方自治法研修・法令基礎研修・コンプライアンス研修とし、過去の具体的事例を用いたケーススタディも行うなど、職員個人や組織全体の知識を底上げし現場の思考力や意思決定力を高める。研修は今年度から順次実施する。